

第4回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部医療専門部会次第

日時：2020年10月26日（月）

午後3時40分～午後4時40分

場所：愛知県庁本庁舎2階 講堂

1 挨拶

2 議題

(1) インフルエンザ流行に備えた体制整備について

(2) その他

【配付資料一覧】

資料1：新型コロナウイルス感染症に関する「診療・検査医療機関」の指定及び「受診・相談センター」等の設置について

資料2：愛知県における医療提供体制について

資料3：愛知県における新型コロナウイルス感染症患者発生状況

参考資料：愛知県における新型コロナウイルス感染症対策

第4回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部医療専門部会

◀ 対策本部 本部長 ▶

愛知県	知事	おおむら ひであき 大村 秀章
-----	----	--------------------

◀ 医療専門部会委員 ▶

(五十音、敬称略)

所属	職名	氏名
愛知県病院協会	会長	いとう しんいち 伊藤 伸一
名古屋市立大学 臨床感染制御学	教授	なかむら あつし 中村 敦
国立病院機構 名古屋医療センター	院長	はせがわ よしのり 長谷川 好規
名古屋市医師会	会長	はっとり たつや 服部 達哉 (代理出席: 理事 もり りょうた 森 亮太)
愛知医科大学病院	院長	ふじわら よしひろ 藤原 祥裕 (代理出席: 教授 たけやま なおし 武山 直志)
愛知県医師会	会長	ませき みつあき 柵木 充明
名古屋大学医学部附属 病院 中央感染制御部	教授	やぎ てつや 八木 哲也
藤田医科大学病院	院長	ゆざわ ゆきお 湯澤 由紀夫 (代理出席: 教授 いしかわ きよひと 石川 清仁)

◀ 有識者・関係団体 ▶

(順不同、敬称略)

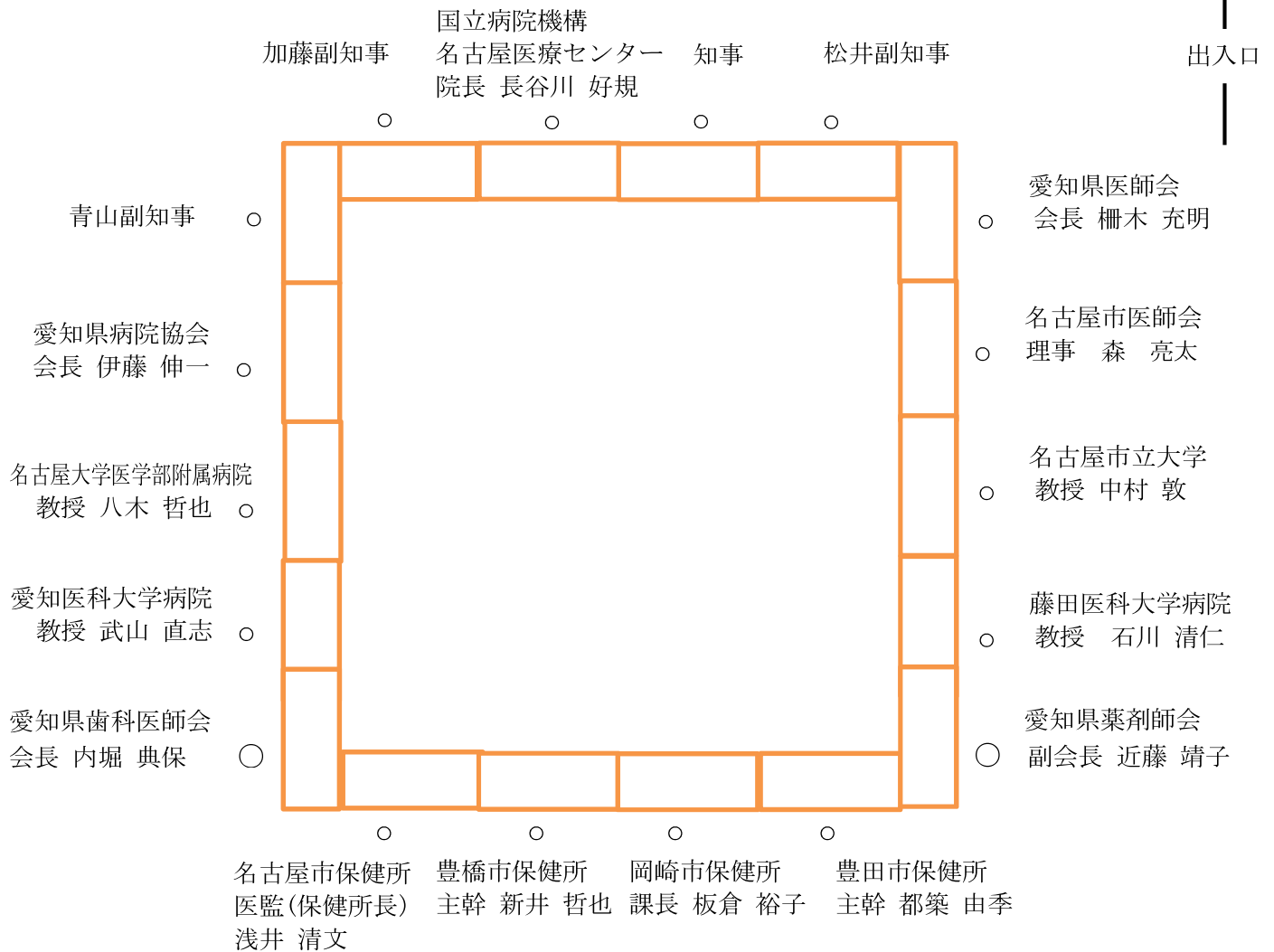
愛知県歯科医師会	会長	うちぼり のりやす 内堀 典保
愛知県薬剤師会	会長	いわつき すすむ 岩月 進 (代理出席: 副会長 こんどう やすこ 近藤 靖子)
愛知県看護協会	会長	みうら まさこ 三浦 昌子 (欠席)
名古屋市保健所	医監(保健所長)	あさい きよふみ 浅井 清文
豊橋市保健所	所長	むい かよ 撫井 賀代 (代理出席: 主幹 あらい てつや 新井 哲也)
岡崎市保健所	所長	はっとり さとる 服部 悟 (代理出席: 課長 いたくら ゆうこ 板倉 裕子)
豊田市保健所	所長	たけうち きよみ 竹内 清美 (代理出席: 主幹 つづき ゆき 都築 由季)

< 事務局 >

愛知県	副知事	かとう しんや 加藤 慎也
愛知県	副知事	まつい けいすけ 松井 圭介
愛知県	副知事	あおやま けいこ 青山 桂子
愛知県	顧問	まつもと かずとし 松本 一年
愛知県保健医療局	局長	よしだ ひろし 吉田 宏
愛知県保健医療局	技監	はせがわ せいこ 長谷川 勢子
愛知県保健医療局	健康医務部長	みやざわ ゆうこ 宮澤 祐子
愛知県保健医療局	生活衛生部長	くりき まきひろ 栗木 雅洋
愛知県感染症対策局	局長	おかもと のりしげ 岡本 範重
愛知県感染症対策局	技監	さかきばら とおる 榊原 徹
愛知県感染症対策局	感染症対策調整監	まつい なおき 松井 直樹
愛知県感染症対策局	感染症対策課長	いぐち たかひで 井口 能秀
愛知県感染症対策局	感染症対策課 医療体制整備室長	いまい ゆうじ 今井 勇治
名古屋市健康福祉局	感染症対策室長	なかむら せいいちろう 中村 誠一郎

日時：2020年10月26日（月）
 午後3時40分～午後4時40分
 場所：愛知県庁本庁舎2階 講堂

第4回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部医療専門部会 配席図



事務局

- 愛知県感染症対策局 感染症対策課長 井口 能秀
 - 愛知県感染症対策局 感染症対策調整監 松井 直樹
 - 愛知県感染症対策局 技監 榑原 徹
 - 愛知県感染症対策局 局長 岡本 範重
 - 愛知県 顧問 問松本 一年
 - 愛知県保健医療局 局長 吉田 宏
 - 愛知県保健医療局 技監 長谷川 勢子
 - 愛知県保健医療局 健康医務部長 宮澤 祐子
 - 愛知県保健医療局 生活衛生部長 栗木 雅洋
 - 名古屋健康福祉局 感染症対策室長 中村 誠一郎
- 出入口

豊橋市、岡崎市、豊田市同時

2020年10月21日（水）
愛知県感染症対策局感染症対策課
医療体制整備室体制整備グループ
担当 伊藤、石丸
内線 3161、5195
ダイヤルイン 052-954-7475

新型コロナウイルス感染症に関する「診療・検査医療機関」の指定 及び「受診・相談センター」等の設置について

これまで、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある方は、保健所に設置した「帰国者・接触者相談センター」に相談の上、県内51か所の「帰国者・接触者外来」等を受診し、検査を受けていただいていたいました。

この度、愛知県では、季節性インフルエンザの流行期に備え、発熱患者等が**かかりつけ医等の地域の医療機関に直接電話相談の上、診療・検査を受けられる体制**を整えるため、愛知県医師会及び地区医師会等の協力の下、「**診療・検査医療機関**」を指定しましたので、お知らせします。

また、かかりつけ医を持たず、受診先に迷う方に、医療機関を案内する電話相談窓口として「**受診・相談センター**」を保健所に設置するとともに、「**電話相談体制を整備した医療機関**」を指定します（発熱患者等の外来診療フロー図は、別添1のとおり。）。

こうした体制整備に伴い、これまでの「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の名称は廃止します。

1 診療・検査医療機関の指定

(1) 指定数

1, 197医療機関（市町村別の件数は別添2のとおり）

(2) 指定医療機関のうち、公表の了承が得られた医療機関

191医療機関（別添3のとおり）

(3) 相談・受診方法

ア 発熱等の症状が生じた場合には、まずは、かかりつけ医等に電話相談する。

イ 相談先が分からない場合やかかりつけ医等で対応できない場合は、「受診・相談センター」や「電話相談体制を整備した医療機関」へ電話相談する。

ウ 電話相談で案内された医療機関に電話連絡し、医療機関の指示に従って受診する。

2 電話相談窓口の設置

(1) 受診・相談センター

県保健所（12か所）、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市に設置（別添4のとおり）

(2) 電話相談体制を整備した医療機関

7医療機関を指定（別添4のとおり）

3 新たな受診・相談体制の開始日

2020年10月26日（月）

○「診療・検査医療機関」とは

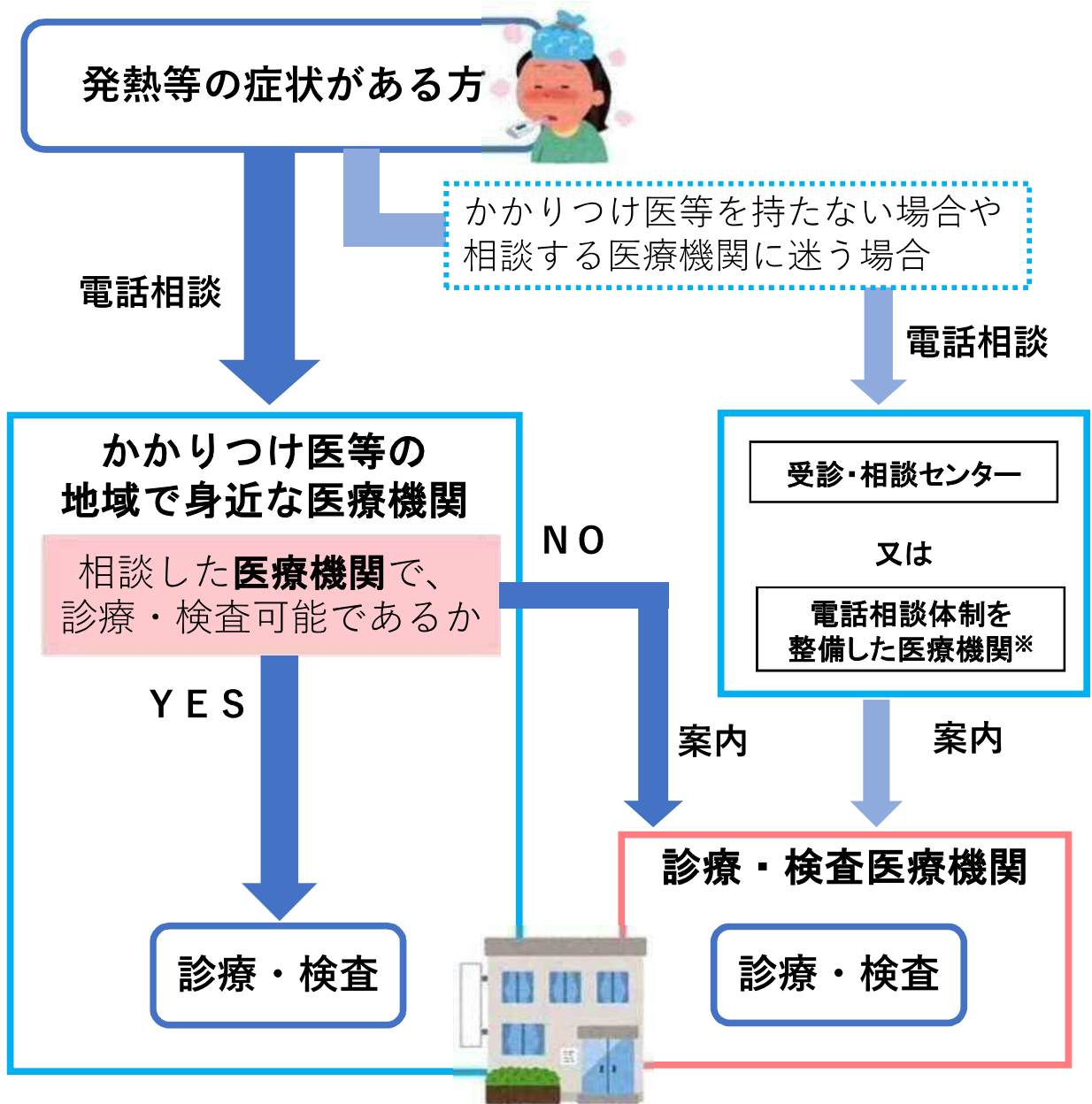
症状では鑑別し難い、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の両方の診療又は検査が適切に行えるよう専用の診察室等を設けるなど[※]して、受入体制を整備した医療機関（県指定）

※ ドライブスルー方式や、医療機関の敷地内でプレハブ・簡易テントを設置した上で診療を行う医療機関、診療時間のうち一部の時間帯を発熱患者専用の診療時間として設定する医療機関

○「電話相談体制を整備した医療機関」とは

保健所に設置する「受診・相談センター」とともに、所在する地域の発熱患者等からの土日祝日や夜間の相談電話を受ける医療機関（県指定）

発熱患者等の外来診療フロー図



※一部の地域において、受診・相談センターと同様に電話相談に対応する医療機関

○ 診療・検査医療機関数（市町村別）

2020.10.19現在

市町村名	施設数	うち公表可
県 機 関 計	586	122
一宮保健所	120	15
一宮市	100	12
稲沢市	20	3
瀬戸保健所	49	13
瀬戸市	16	4
尾張旭市	13	5
豊明市	6	0
日進市	8	2
長久手市	3	1
東郷町	3	1
春日井保健所	38	11
春日井市	27	10
小牧市	11	1
江南保健所	28	5
犬山市	5	1
江南市	11	1
岩倉市	5	2
大口町	4	1
扶桑町	3	0
清須保健所	21	3
清須市	7	2
北名古屋市	12	0
豊山町	2	1
津島保健所	38	6
津島市	4	2
愛西市	8	1
弥富市	6	1
あま市	9	2
大治町	3	0
蟹江町	8	0
飛島村	0	0

市町村名	施設数	うち公表可
半田保健所	31	14
半田市	15	6
阿久比町	3	1
東浦町	6	3
南知多町	0	0
美浜町	3	1
武豊町	4	3
知多保健所	56	11
常滑市	9	4
東海市	17	1
大府市	18	6
知多市	12	0
衣浦東部保健所	116	19
碧南市	21	6
刈谷市	19	3
安城市	52	3
知立市	8	5
高浜市	6	1
みよし市	10	1
西尾保健所	16	5
西尾市	7	5
幸田町	9	0
新城保健所	17	1
新城市	11	1
設楽町	3	0
東栄町	2	0
豊根村	1	0
豊川保健所	56	19
豊川市	25	7
蒲郡市	18	7
田原市	13	5
名古屋市	414	59
豊橋市	48	5
岡崎市	83	0
豊田市	66	5
愛知県計	1197	191

注)

全体（1197）：保健所及び地区医師会で
情報共有し、紹介する。

公表可（191）：県Webページに掲載する。

受診・相談センター及び電話相談体制を整備した医療機関一覧

＜受診・相談センター＞

1 愛知県（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を除く）

開設時間 平日：午前9時から午後5時30分まで

保健所名	電話番号*	所管区域
一宮保健所	0586-72-1699	一宮市、稲沢市
瀬戸保健所	0561-21-1699	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189	春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699	犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499	清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-24-6999	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3342	半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699	常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299	西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177	豊川市、蒲郡市、田原市

※一般電話相談窓口とは別の電話番号になっています。

開設時間 平日夜間：午後5時30分から翌午前9時まで

土日祝：24時間体制

	電話番号
夜間・休日相談窓口	052-856-0315

2 名古屋市

開設時間 平日：午前9時から午後5時30分まで

保健センター名	電話番号	保健センター名	電話番号
千種保健センター	052-753-1982	熱田保健センター	052-683-9683
東保健センター	052-934-1218	中川保健センター	052-363-4463
北保健センター	052-917-6552	港保健センター	052-651-6537
西保健センター	052-523-4618	南保健センター	052-614-2814
中村保健センター	052-481-2295	守山保健センター	052-796-4623
中保健センター	052-265-2262	緑保健センター	052-891-3623
昭和保健センター	052-735-3964	名東保健センター	052-778-3114
瑞穂保健センター	052-837-3264	天白保健センター	052-807-3917

開設時間 平日夜間：午後5時30分から翌午前9時まで

土日祝：24時間体制

保健センター名	電話番号
中保健センター	052-249-3703

3 豊橋市、岡崎市、豊田市

保健所名	開設時間	電話番号
豊橋市保健所	平日：午前9時から午後5時まで 土日祝：午前9時から午後5時まで 夜間：オンコール（24時間）体制	0532-39-9119
岡崎市保健所	平日：午前9時から午後5時まで 土日祝：午前9時から午後5時まで 夜間：オンコール（24時間）体制	0564-23-5074
豊田市保健所	平日：午前9時から午後5時まで	0565-34-6586
	夜間・土日祝：オンコール（24時間）体制	0565-31-1212

<電話相談体制を整備した医療機関>

管轄 保健所名	医療機関名	相談受付時間	電話番号	備考
一宮保健所	稲沢市民病院	月～金：午後5時15分から翌午前8時30分まで 土日：24時間体制	0587-32-2111	対象：原則、稲沢市民
春日井保健所	くまい医院	毎日：24時間体制	0568-31-7525	
清須保健所	はるひ呼吸器 病院	土：午後1時から午後4時30分まで 日：午前9時30分から午後4時30分まで	070-1592-9384	
	済衆館病院	毎日：午後5時から翌午前9時まで	0568-21-0811	
半田保健所	半田市立 半田病院	毎日：午前8時30分から午後10時まで	0569-22-9945	
	知多厚生病院	毎日：24時間体制	0569-82-0395	対象：原則、南知多町、美浜町、武豊町民
知多保健所	常滑市民病院	毎日：午前8時30分から午前11時30分まで	0569-36-1300	

PCR検査能力の拡充

2020/10/21

	5/10 時点	5/12	7月末	8月末	9月末	10月末 見込み	11月末 見込み
県全体	300	638	1,472	1,778	2,128	3,649	4,439
県衛生研究所	120 ※1	120	320 ※2	320	320	480 ※3	480
保健所設置市	140	140	220 ※4	220	420 ※5	568 ※6	568
民間検査機関	40	40	135 ※7	351 ※8	351	1,211 ※9	1,211
医療機関		338 ※10	797 ※11	797	797	880 ※12	880
PCR検査センター (2大学に業務委託)				90 ※13	240 ※14	510 ※15	1,300 ※16

※1～3 県衛生研究所における検査体制の強化・充実

時期	検査能力	強化・充実の内容
5/10	120件	・ 8名1班体制、検査機器（3台） ・ 40件/回×3回
6月末	320件	・ 16名2班体制、技術研修による処理件数の増加 ・ 40件/回×8回
10月末 見込み	480件	・ 8名増員（24名3班体制）、技術研修による処理件数の増加、検査機器3台追加 ・ 40件/回×12回

※4 豊田市 20件増加（20→40）岡崎市 20件増加（20→40）豊橋市 40件増加（20→60）

※5 名古屋市衛生研究所 200件増加（80→280）

※6 豊田市 40件増加（40→80）岡崎市 40件増加（40→80）豊橋市 68件増加（60→128）

※7 民間検査機関（新規2か所、強化・充実1か所）の検査可能件数の増 95件増加

※8 民間検査機関（名古屋市内 新規2か所、強化・充実1か所）の検査可能件数の増 216件増加

※9 民間検査機関（名古屋市内 新規1か所、強化・充実1か所）の検査可能件数の増 860件増加

※10～12 県内の医療機関に協力依頼して応じて頂いたPCR検査可能件数

時期	検査能力	強化・充実の内容
5/12	338件	5月12日時点での14医療機関における検査可能件数
7月末	797件	33医療機関（新規19か所、強化・充実6か所）における検査可能件数（459件増加）
10月末 見込み	880件	35医療機関（新規2か所、強化・充実2か所）における検査可能件数（83件増加）

※13～16 PCR検査センター PCR検査可能件数

時期	検査能力	強化・充実の内容
8月末	90件	藤田医科大学に業務委託
9月末	240件	愛知医科大学（新規）における検査可能件数の増（0→150）
10月末 見込み	510件	藤田医科大学に全自動前処理装置等を導入（90→360）、 愛知医科大学に業務委託
11月末 見込み	1,300件	藤田医科大学、愛知医科大学に検査機器の追加等による処理件数の増 （藤田医科360→1,000、愛知医科150→300）

愛知県における医療提供体制について

患者受入医療機関

- 患者受入医療機関は、**70病院860床**を確保。
(うち重症者用病床**70床**)
- 岡崎市立愛知病院を活用し、新たに県立の**新型コロナウイルス感染症専門病院**として10月15日(木)に開設。(100床)
- **重点医療機関は30病院574床**、疑い患者を受入れる**協力医療機関は33病院190床**を指定
- **専門的治療が必要な患者の受入医療機関**は、がん患者25病院、透析患者19病院、妊産婦患者19病院、小児患者17病院、精神患者7病院、障害児者患者10病院を確保。

宿泊療養施設

- **1, 300室を確保**した上で、**2施設868室を稼働**
 - ① あいち健康の森健康科学総合センター健康宿泊館 **63室**
(知多郡東浦町大字森岡字源吾山1番地の1) 7月28日～再稼働
 - ② 東横INN名古屋名駅南 **805室**
(名古屋市中村区名駅南2丁目3-30) 8月7日～開設

PCR検査所

- **4か所開設**(ドライブスルー方式)
 - ① あいち健康の森健康科学総合センター：8月20日～
 - ② 愛知医科大学：10月15日～
 - ③ 豊橋市保健所・保健センター内駐車場：5月21日～
 - ④ 豊田市矢作川豊田防災ステーション敷地内：8月13日～

新型コロナウイルスの検査を受けた方へ

本日、検査を受けた方は医師が新型コロナウイルス感染症の可能性があると判断した方です。検査結果がでるまでは、感染しているかがわからない状態であり、以下の点についてご注意ください。

- 公共交通機関は避けて、自宅で過ごしてください。
 - ・検査結果が出るまでは、感染していることを前提に公共交通機関を避けて、自宅に戻っていただき、結果がでるまで自宅で過ごしてください。
- 一般的な衛生対策を徹底してください。
 - ・石けんやアルコール消毒液を用いて手洗いをしてください。
 - ・咳エチケット（マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえる、マスクの着用等）を守ってください。
- 健康状態を毎日確認してください。
 - ・毎日、体温測定を行い、発熱（37.5℃以上）の有無を確認してください。
- 体調が悪くなったときには、当院へ連絡をしてください。
 - ・検査結果がでるまでに、症状がひどくなった際には。当院に電話で連絡し、すでに新型コロナウイルスの検査を受けたことをお伝えください。

診療・検査医療機関における新型コロナウイルス感染症

検査陽性者に対する主な対応について

検査

PCR検査

(検査結果に数時間かかる場合)

抗原検査

(検査結果が数十分で出る場合)

待機

自宅

- ・結果判明の日時を伝える。
- ・「新型コロナウイルスの検査を受けた方へ」を配布

指定の待機場所

- ・待機を指示。
- ・「新型コロナウイルスの検査を受けた方へ」を配布

結果伝達

陰性

(新型コロナウイルス感染症の対応は終了)

判定保留 (抗原検査のみ)

PCR検査を改めて実施

陽性

保健所から連絡があることを伝えていただき、それまでは「新型コロナウイルスの検査を受けた方へ」の注意事項を守るよう指示

保健所への連絡

- ・患者の発生について電話連絡をする。
- ・入院か、宿泊・自宅療養かの判断をする。(迷う場合は保健所と相談)
- ・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム (HER-SYS) へ患者の発生について入力 (発生届を提出)
(地域によって対応が異なるので、詳しくは管轄保健所に確認してください。)

※HER-SYS への入力については、厚生労働省ホームページのマニュアルをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html

第一波、第二波^{*1}における感染状況の分析（10/23 時点）

※ 1 第一波を～7/14、第二波を 7/15～と規定

図 1 新型コロナウイルス感染症患者発生状況（日別及び 7 日間移動平均）

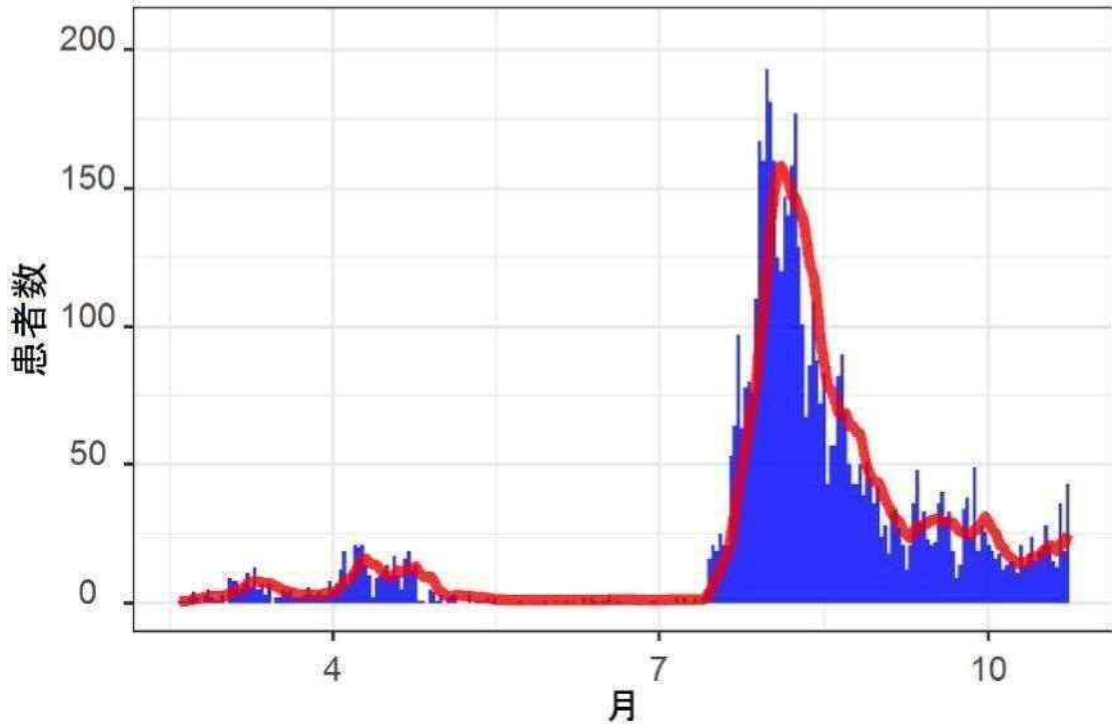
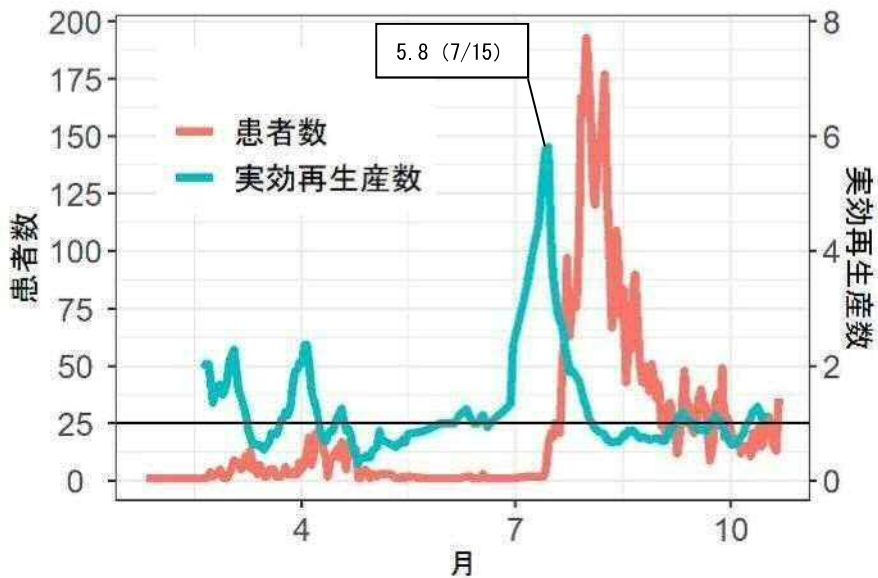


図 2 簡易法により算出した実効再生産数^{*2}



※ 2 実効再生産数：「1 人の感染者が平均で何人に実際に直接感染させるか」を示す指標。簡易法による実効再生産数の計算式：

$$\left(\frac{\text{直近7日間の患者数}}{\text{その前の7日間の患者数}} \right) \frac{\text{平均世代時間}}{\text{報告間隔}}$$

（平均世代時間は 5 日、報告間隔は 7 日と設定）

图3 年齡階級別男女別患者發生狀況（第一波・第二波比較）

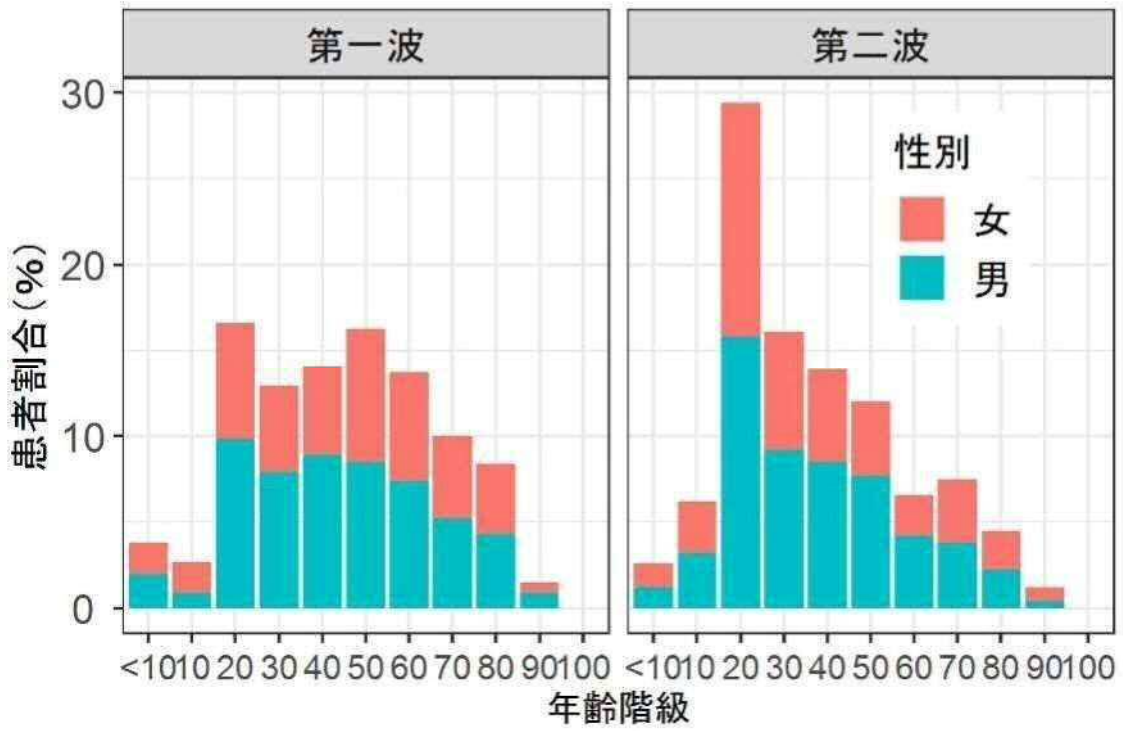
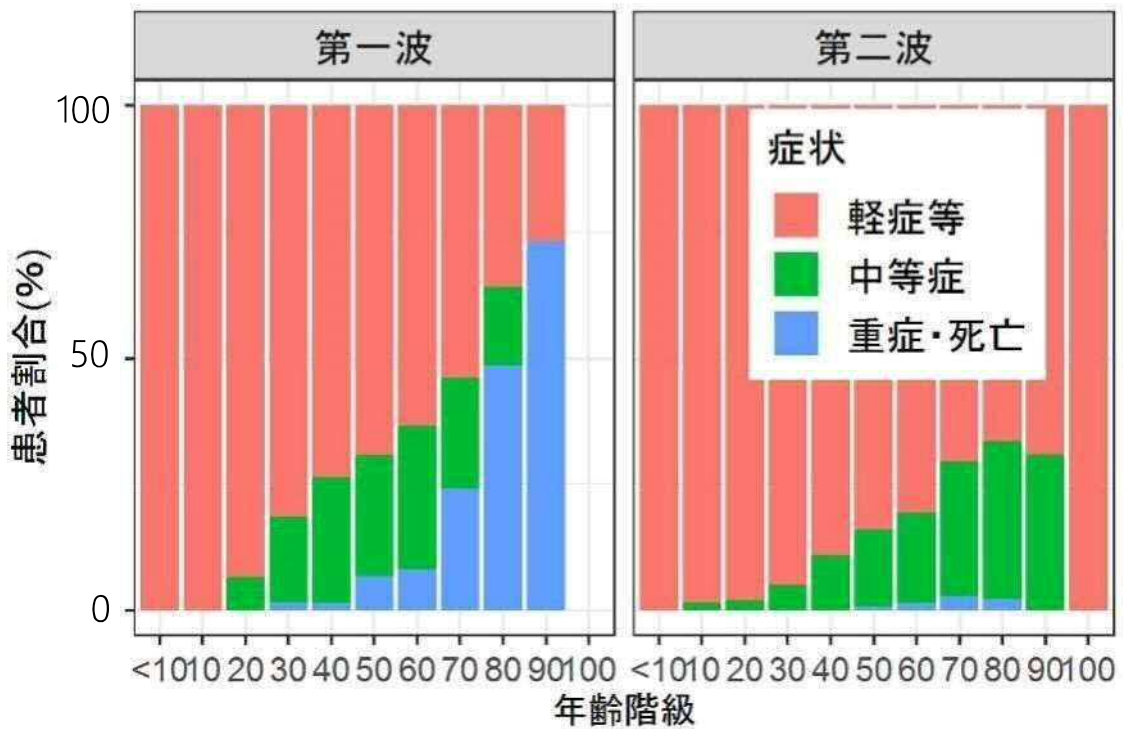


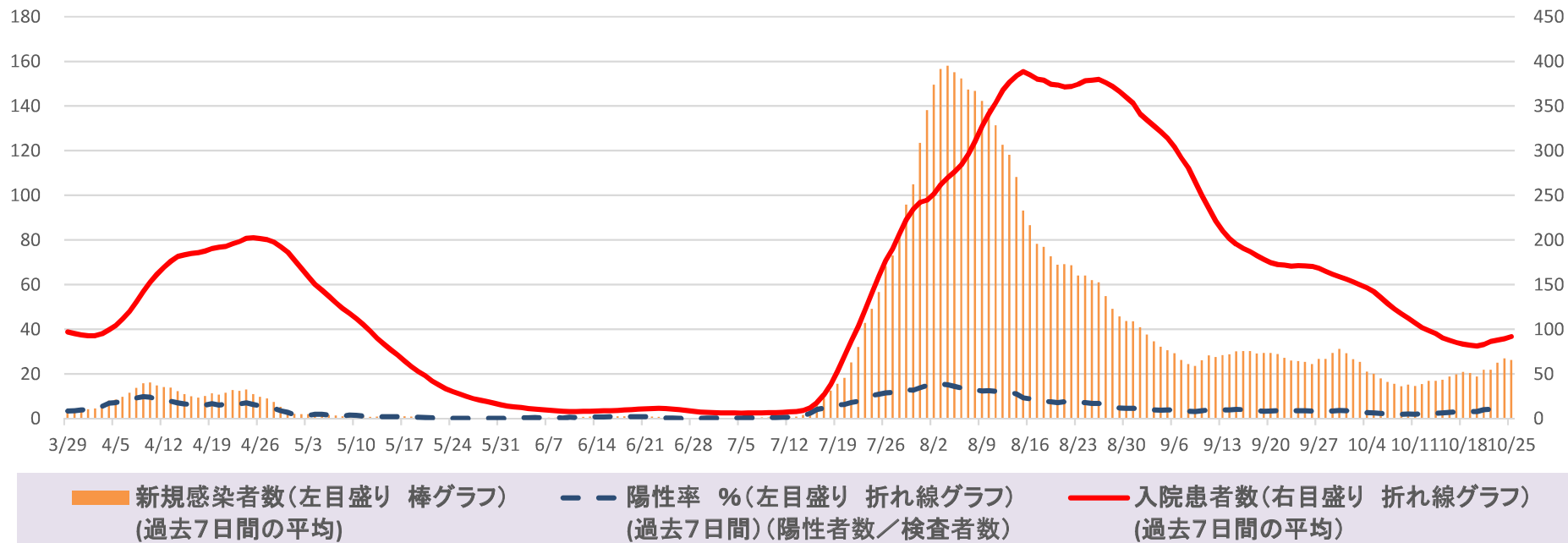
图4 年齡階級別症狀別患者發生狀況（第一波・第二波比較）



1 愛知県における新型コロナウイルス感染症対策

- 本県においても、2月以降、感染者の発生が続き、4月上旬から急速に増加(第1波)
- 4月下旬以降、減少傾向となり、7月上旬までは、感染は落ち着いていたが、7月中旬から急激に拡大(第2波)
- 7月28日から100人を上回っていた新規感染者数は、8月14日以降は二桁台で推移、直近7日間の平均入院患者数も8月15日をピークに減少している
- 10月25日時点の県内患者数253人のうち、入院は96人、宿泊療養施設入所は39人、入院調整3人、自宅療養99人、調整中の方は16人

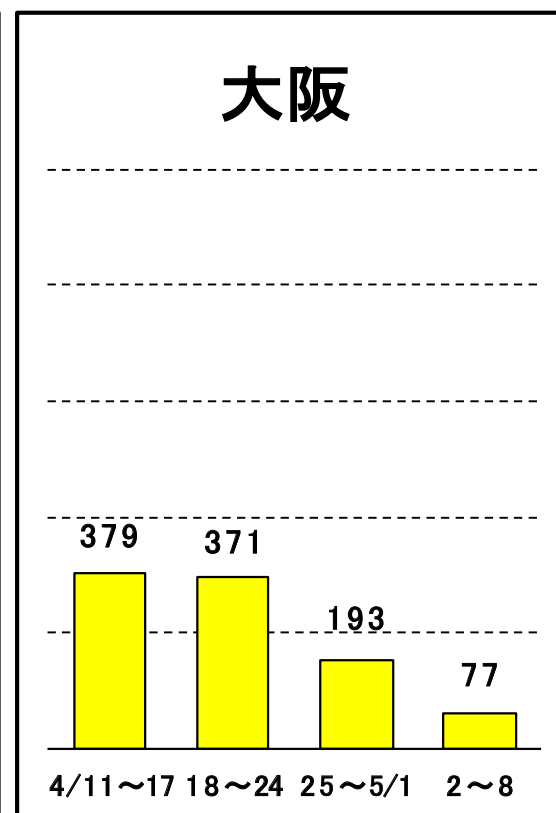
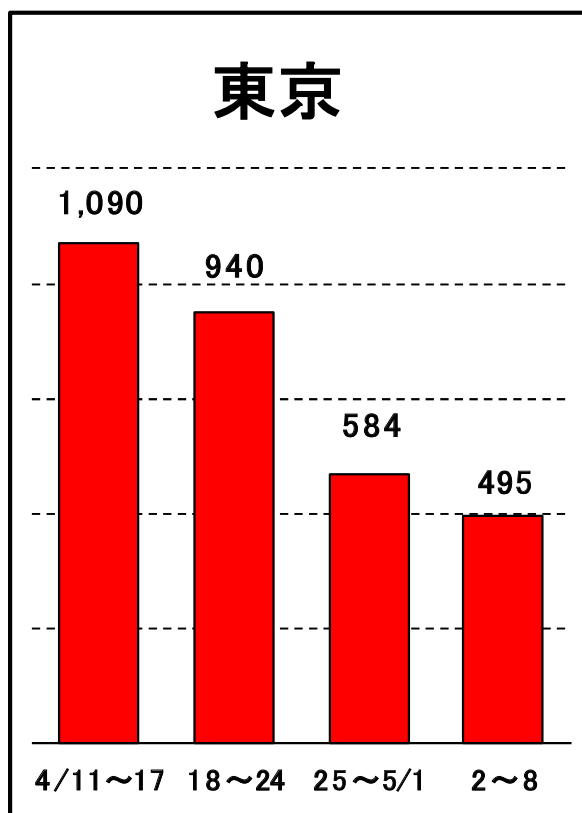
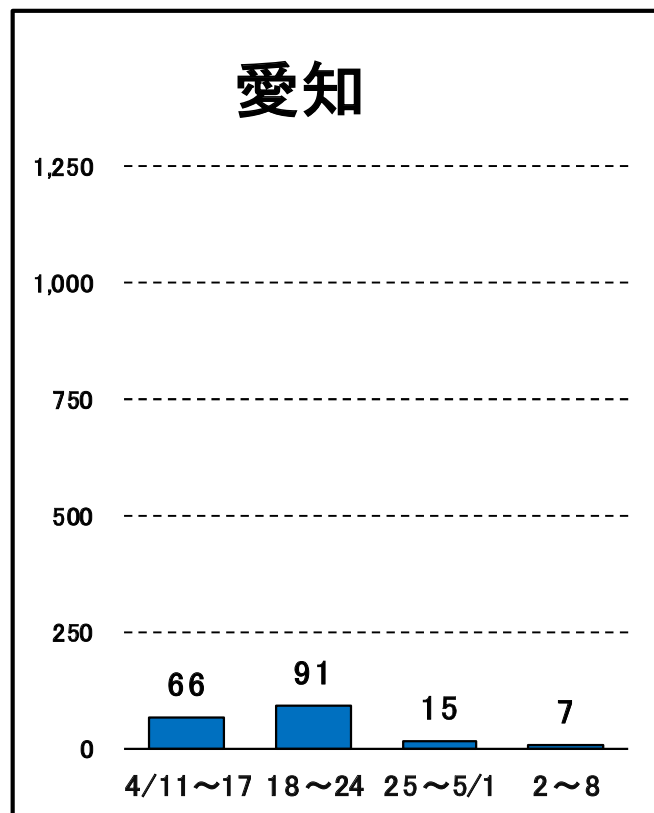
愛知県内発生 of 患者の状況



月別感染者数									
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
27人	149人	305人	22人	16人	1,277人	2,739人	828人	506人	5,869人

2 第1波 感染者数の推移・東京都及び大阪府との比較

- 第1波における愛知県の感染者数は最も多い週でも約90人であり、東京・大阪といった大都市圏域の中では極めて少なかった
- 愛知は、感染者数が一気に増加して医療提供体制が極度に逼迫した地域とは、全く状況が異なり、県民の皆様の命を守るための医療提供体制を一貫して確保することができていた



3 愛知県独自の緊急事態宣言①

- 県民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に、ありとあらゆる対策を講じることとし、難局をオール愛知で乗り越えるため、4月10日に愛知県独自の緊急事態宣言を発出
- 取組の結果、新規感染者数が大きく減少。5月26日に緊急事態宣言及び措置を解除

緊急事態措置の経過

4月 7日 (火)	国・7都府県に緊急事態宣言
10日 (金)	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置決定
13日 (月)	繁華街の接待を伴う飲食店への外出自粛要請
16日 (木)	国・愛知県を含む全都道府県に緊急事態宣言
17日 (金)	特措法第24条第9項に基づく休業協力要請
24日 (金)	あいちの買い物ルール・公園利用のお願い 営業継続中のパチンコ店に訪問要請
28日 (火)	大型連休を控えて外出自粛のメッセージ
29日 (水)	JR名古屋駅新幹線改札口で啓発・検温活動
5月 2日 (土)	全てのパチンコ店で休業協力
4日 (月)	国・緊急事態宣言を5月31日まで延長 愛知県緊急事態宣言を5月31日まで延長
14日 (木)	国の緊急事態宣言の対象区域から解除
15日 (金)	施設区分Ⅰ・Ⅱの休業要請緩和
19日 (火)	施設区分Ⅲの一部の休業要請緩和
21日 (木)	関西圏2府1県の緊急事態宣言解除
22日 (金)	施設区分Ⅲのクラスター実績のある施設を除き休業要請緩和
25日 (月)	首都圏1都3県・北海道の緊急事態宣言解除
26日 (火)	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置解除 愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針策定
31日 (日)	全ての休業協力要請を解除

外出自粛要請

<期間>
4月10日～5月26日

休業要請

<期間>
4月17日～5月31日
(5月15日から順次緩和)

<対象>
感染リスクが高く、感染拡大の原因となる可能性が高い施設

「愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金」
1事業者あたり50万円
(総事業費293億円)

学校の臨時休業

<期間>
3月2日～5月24日
(5月25日から段階的に再開)

- ※ 区分Ⅰ：クラスターの発生実績が無く、かつ県民の健康的な生活に資する施設
区分Ⅱ：クラスターの発生実績が無い施設
区分Ⅲ：クラスター発生実績がある施設、及び三つの密がある施設

4 愛知県独自の緊急事態宣言②

- 全国及び愛知県の新型コロナウイルス感染症第二波の感染状況等に鑑み、その拡大を防止するため、8月6日に2回目の愛知県緊急事態宣言を発出
- お盆休み期間を控え、緊急事態宣言を発出し、不要不急の行動自粛や帰省の際の注意等を要請

<区域> 愛知県全域

<期間> 8月6日（木）から8月24日（月）まで19日間

県民・事業者の皆様へのお願い

① 不要不急の行動自粛・行動の変容

- お盆休み期間中は、不要不急の行動の自粛を
- 20代・30代の若い世代の方々は、改めて、不要不急の行動の自粛と、自覚を持った行動を
- 5～6人以上の大人数での会食や宴会の自粛、「三つの密」が生じ、大声での会話等で飛沫が飛び交う場の利用の回避を
- 「感染しない、感染させない」の徹底を。特に、重症化しやすい高齢者、妊婦、基礎疾患のある方々に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用回避を
- 接触確認アプリCOCOAを、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげる

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- お盆休みの期間中の帰省については、もう一度、家族と検討を。体調が優れない場合は、帰省や旅行を控える
- 帰省や旅行先でも、居住地や目的地の自治体が出す最新情報を確認し、体調管理と基本的な感染防止対策の徹底を
- 東京を中心とする首都圏への不要不急の移動は自粛を
- 感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動を

③ 感染防止対策の徹底

- 全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を
- 事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力呼び掛けを
- 利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力を
- 名古屋市中区の栄・錦地区で、接待を伴う飲食店等に対し、営業時間の短縮等を要請

5 営業時間短縮・休業の要請

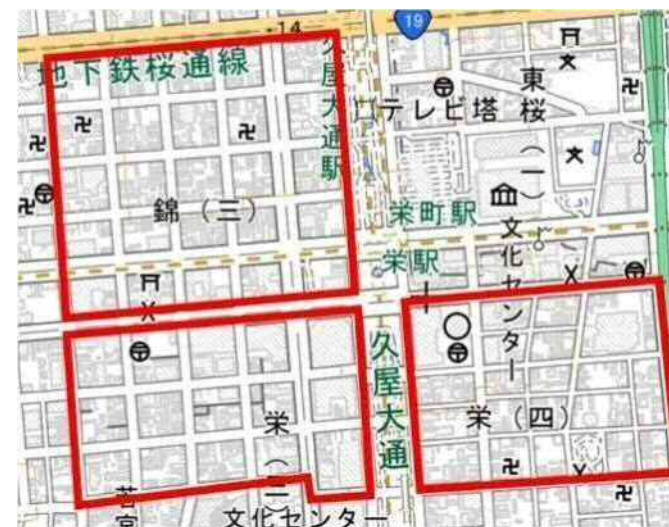
- 「接待を伴う飲食店」「酒類の提供を行う飲食店」等で多くのクラスターが発生し、感染が拡大
- 東京都・大阪府・愛知県など、大都市圏で足並みを揃え「ガイドライン遵守」を徹底、感染の広がりが確認されたエリアに限定して「営業時間短縮要請」等を実施

営業時間短縮・休業要請の概要

- <区 域> 栄・錦地区（名古屋市・中区）
- <期 間> 8月5日(水)～8月24日(月)【20日間】
- <対 象> ・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店
・酒類を提供するカラオケ店
- <根拠法> 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

対象エリア

「愛知県安全なまちづくり条例」(第30条)に基づく
『栄犯罪抑止・環境浄化推進地区』



対象施設と要請内容

特措法の規制対象※

◎接待を伴う飲食店
(キャバレー・ホストクラブ等)

◎酒類を提供する飲食店
(バー・クラブ等)
◎酒類を提供するカラオケ店

ガイドラインを“遵守していない”施設
(安全・安心宣言施設ステッカー未掲施設)

「休業を要請」

ガイドラインを“遵守している”施設
(安全・安心宣言施設ステッカー掲施設)

営業時間短縮 (5時～20時)

特措法の規制対象外

◎酒類を提供する飲食店
(居酒屋等)

営業時間短縮 (5時～20時)

※ 特措法・施行令第11条(使用の制限等の要請の対象となる施設)
第1項第11号「キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設」

愛知県・名古屋市感染防止対策協力金の支給

<支給額> 1事業者1日あたり1万円
(最大20万円)

<条 件> ・業種別ガイドラインを遵守
・「安全・安心宣言施設」に登録し
PRステッカーとポスターを掲示

6 愛知県における医療提供体制の強化等

- 医療提供体制の確保を最優先事項として取り組み、医療関係者の皆様の献身的なご尽力、県民・事業者の皆様のご協力により、医療崩壊を起こすことなく必要な医療を提供

入院医療体制の強化

「愛知方式」

- 重点医療機関等に入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れる。
- 重症者に対しては、高度医療を提供できる治療体制を確保。
- 軽症者や症状がない患者については、宿泊施設等での安静・療養を原則とする。

入院病床 860床 を確保
宿泊療養施設 1,300室 を確保

専門病院の設置

対象施設：愛知県立愛知病院
(旧・岡崎市立愛知病院)
開設日 : 10月15日設置
病床数 : 最大100床

PCR検査体制の強化

- ・PCR検査能力の拡充：
9月末 1,900件以上 ⇒ 11月末 4,400件以上
- ・ドライブスルー方式のPCR検査所：県内4か所
- ・唾液によるPCR検査の導入

感染状況等の監視

< 指標 >

基準項目	注意(警戒)領域		危険領域	
	注意 (グリーンゾーン)	警戒 (イエローゾーン)	嚴重警戒 (オレンジゾーン)	危険 (レッドゾーン)
(1) 新規感染者数 (過去7日間の平均)	10人未満	10人	20人	40人
(2) 陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数 ^{*1})	5.0%未満	5.0%	10.0%	20.0%
(3) 入院患者数 (過去7日間の平均)	150人未満	150人	250人	500人

参考項目

入院患者のうち重症者数 ^{*2} (過去7日間の平均)	7人未満	7人	12人	26人
---	------	----	-----	-----

^{*1} 陰性確認の検査を除いた人数。

^{*2} 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者。新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)の報告数による。各ゾーンの重症者数は、愛知県の患者推計に基づく病床確保計画の各フェーズの重症入院患者数(推計値)。

7 愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針

- 感染拡大防止対策を講じつつ、社会経済活動を再開するとともに、県民の皆様の生命を守り、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能とするため、今後講じるべき対策を実施するにあたっての指針を5月26日に策定(以後、状況に応じて変更)

県民・事業者の皆様へのお願い

- 「新しい生活様式」の定着
 - ・「三つの密」の回避
 - ・マスクの着用
 - ・人と人の距離の確保
 - ・手洗いなどの手指衛生
- 接触確認アプリ(COCoA)の活用
- 催物(イベント等)の開催
 - 【6月18日まで】
 - 屋内100人以下かつ収容定員50%
 - 屋外200人以下かつ距離2m確保
 - 【6月19日～7月9日】
 - 屋内・屋外とも1,000人以下まで緩和
 - 【7月10日～9月18日】
 - 屋内・屋外とも5,000人以下まで緩和
 - 【9月19日～11月末】
 - 人数:5000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方を上限
 - 収容率:感染リスクの少ないイベント→100%以内に緩和
 - ※ 人数上限と収容率でどちらか小さいほうを限度
- 事業者へのお願い等
 - ・在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減
 - ・職場や店舗における、業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」及び県が作成した「感染防止対策リスト」の実践
 - ・感染防止対策に取り組む施設を「安全・安心宣言施設」として登録⇒ 県独自のPRステッカー・ポスターを提供し応援

医療面での対策

- 医療提供体制、検査体制の維持・強化
 - ・引き続き、現行の医療提供体制等のレベルを維持するとともに、今後の感染拡大に備え、更なる強化に取り組む

学校・教育

- 児童生徒のオンライン学習を支援
 - ・タブレット端末、モバイルルーターの配備
 - ・民間のオンライン学習支援サービスの導入

避難所の感染防止対策

- 県独自の「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を作成し、市町村へ提供

「安全・安心宣言施設」PRステッカー(左)及びポスター(右)



新型コロナウイルス感染防止対策実施中

感染防止対策として、次の①の取組を実施しています。

- ① 発症者等の施設への入場をお断りします。
- ② 3つの密(密閉・密集・密接)の回避を徹底します。
- ③ 飛沫感染、接触感染を防止します。
- ④ 身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど「新しい生活様式」を実施します。
- ⑤ 従業員の衛生対策や3密対策、休憩や食事の分散に努めます。
- ⑥ 複数人で共有する物品や、テーブル・ドアノブなど手が触れる場所の消毒を随時行います。
- ⑦ 施設入場時の手指衛生対策を実施します。
- ⑧ お客様が入れ替わる際などに消毒を実施します。

その他、以下の取組を行います。

- ・対面する場などにパーティションを設置します。
- ・コイントレイの使用を進めます。

愛知県は、感染防止対策に取り組む安全・安心宣言施設を応援します。



8 新型コロナウイルス感染症対策予算

○ 感染拡大防止を図るとともに、社会経済活動を回復するため、① 感染拡大防止や医療面での対策 ② 県民生活への対策 ③ 経済対策 の3本柱で補正予算を切れ目なく編成し、迅速に執行

3つの柱

① 感染拡大防止や医療面での対策

感染拡大防止に向けた施策や医療提供体制の更なる強化のための取組を実施

② 県民生活への対策

県民生活への影響を最小限に抑えるため、様々な側面から対策を実施

③ 経済対策

企業等の経済活動への影響を最小限に抑えるとともに、経済活動の回復や強靱な経済構造の構築に対する支援策を展開

予算額

(2019年度)

2月補正予算 20億円 外に債務負担行為 88億円

(2020年度)

4月補正予算 365億円 外に債務負担行為 399億円

5月専決補正予算 25億円 外に債務負担行為 68億円

5月補正予算 288億円

6月補正予算 1,160億円 外に債務負担行為 406億円

8月専決補正予算 18億円

9月補正予算 719億円 外に債務負担行為 240億円

合計 2,595億円 外に債務負担行為 1,201億円

9 ① 感染拡大防止や医療面での対策(1)

PCR検査体制・医療提供体制の強化

PCR検査体制強化事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生研究所:PCR検査に必要な試薬等の購入、検査員の派遣委託 ・PCR検査業務の委託→藤田医科大学、愛知医科大学 ・検査機関設備整備費補助金:(補助先)藤田医科大学など 10/10
新型コロナウイルス感染症専門病院の開設	<p>(施設概要)2020年10月15日設置(旧岡崎市立愛知病院を活用) 運営主体:愛知県、病床数:最大100床 (事業内容)中等症患者及び軽症の高齢者を重点的に受け入れ</p>

医療機関等支援

新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営維持資金貸付金	<p>2次救急医療を担う病院を運営する医療法人を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無利子・無担保 ・融資限度額:5億円(県2.5億円、市町村2.5億円)
患者受入体制確保推進費補助金	患者を重点的に受け入れる医療機関の病床確保料相当額を支援
救急・周産期・小児医療機関院内感染防止対策事業費補助金	<p>設備整備費への支援 支援金の支給(99床以下:2,000万円、100床以上:3,000万円等)</p>
医療機関院内感染防止対策事業費補助金	<p>感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費に対して補助</p> <p> { 上限額:病院:200万円+5万円×病床数 有床診療所(医科・歯科):200万円 無床診療所(医科・歯科):100万円 薬局・助産所・訪問看護ステーション:70万円 </p>
高齢者インフルエンザ予防接種費補助金	インフルエンザワクチン接種を推進することで、重症患者の発生を抑え、新型コロナに対応する医療機関の負担軽減を図る 高齢者の自己負担→なし
施術所内感染防止対策事業費補助金	新型コロナ感染症拡大を防ぐための取組を行うあん摩マッサージ指圧師等が開設する施術所を支援 上限額:1施術所あたり10万円

10 ① 感染拡大防止や医療面での対策(2)

医療従事者支援	
愛知県医療従事者応援金	<p>軽症・中等症:100万円、重症:200万円、重篤:400万円</p> <p>・「あいち医療応援基金」により10万円上乗せ ※ 入院患者1人あたり</p>
医療機関従事者慰労金	<p>県から役割を設定された医療機関等の従事者</p> <p>患者の診療等あり:20万円 患者の診療等なし:10万円</p> <p>その他の病院、診療所等の従事者:5万円 ※ 従事者1人あたり</p>
社会福祉施設支援	
民間児童福祉施設等職員応援金	<p>保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、児童養護施設等</p> <p>・1施設あたり10万円</p>
社会福祉施設職員慰労金	<p>介護施設、障害者福祉施設等で利用者と接する職員</p> <p>・患者発生又は濃厚接触者対応施設:20万円 その他:5万円</p> <p>※ 職員1人あたり</p>
宿泊事業者・旅行者の感染防止対策	
宿泊事業者が実施する感染防止対策への支援	<p>補助対象:県内の宿泊施設(旅館業法第3条第1項の許可を受けている者)</p> <p>対象経費:衛生管理改善設備の導入等の経費</p> <p>補助率:2/3以内(中小企業3/4以内)</p> <p>補助上限額:1施設200万円</p>
旅行時における感染防止のための留意事項の普及啓発	<p>本県観光地を訪れた旅行者が、「新しい旅のエチケット※」を実践して旅行を楽しむ場面を想定した動画を制作し、配信</p> <p>※ 観光関連事業者が感染防止のための留意事項等をまとめたもの</p>

11 ② 県民生活への対策

支援の内容	支援の規模								
<ul style="list-style-type: none"> 収入が減少した世帯への生活福祉資金貸付制度の拡充 <table border="1" data-bbox="640 403 1330 496"> <tr> <td>実績</td> <td>緊急小口資金</td> <td>51,407件</td> <td>91.5億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合支援資金</td> <td>9,887件</td> <td>39.4億円</td> </tr> </table> 	実績	緊急小口資金	51,407件	91.5億円		総合支援資金	9,887件	39.4億円	緊急小口資金 20万円以内 総合支援資金 20万円×3月以内
実績	緊急小口資金	51,407件	91.5億円						
	総合支援資金	9,887件	39.4億円						
<ul style="list-style-type: none"> 離職等により住居を失った又は失うおそれのある方への住居確保給付金の拡充 <table border="1" data-bbox="842 587 1330 639"> <tr> <td>実績</td> <td>4,840件</td> <td>576,654千円</td> </tr> </table> 	実績	4,840件	576,654千円	(名古屋市の例) 単身 上限37,000円 ※ 住所地・世帯人数等により異なる。					
実績	4,840件	576,654千円							
<ul style="list-style-type: none"> 解雇等により住まいの確保が困難となった方に県営住宅を提供 	—								
<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の支給 	1世帯あたり5万円 収入が大きく減少した世帯にはさらに5万円								
<ul style="list-style-type: none"> 家計急変世帯支援のための高等学校等奨学給付金制度の拡充 	(国公立) 36,500円～129,700円 (私立) 38,100円～138,000円								
<ul style="list-style-type: none"> 夏期休業期間等における授業の実施や補習学習等を行うために必要な非常勤講師や学習指導員の追加配置 	—								
<ul style="list-style-type: none"> 修学旅行の中止に伴う取消料への支援 	中止に伴い旅行会社に支払う取消料の全額 (県立学校予算) 1億5,200万円 (私立学校予算) 1億5,100万円								

12 ③ 経済対策(1)

融資制度の創設・拡充

- | | |
|--|----------------------------|
| ○ 国制度を活用した「感染症対応資金」
(実質無利子・無担保・保証料ゼロ) | 限度額4,000万円
融資枠1兆3,000億円 |
| ○ 県独自の「緊急小口つなぎ資金」
(実質無利子・無担保・保証料ゼロ) | 限度額500万円
融資枠1,000億円 |

融資実績 (2月18日～10月14日) : 68,127件 1兆1,797億円

	新型コロナウイルス 感染症対応資金 (5/1(金)取扱開始)	新型コロナウイルス 感染症対策 緊急つなぎ資金 (3/9(月)取扱開始)	新型コロナウイルス 感染症対策 緊急小口つなぎ資金 (5/18(月)取扱開始)	サポート資金 【セーフティネット (4号・5号)、 大規模危機対応】	サポート資金 【経営あんしん】
累計件数	53,871件	6,434件	1,875件	5,253件	694件
累計金額	8,894億円	1,183億円	87億円	1,556億円	77億円

支援の内容

支援の規模

- 学校給食への県産牛肉・名古屋コーチンの提供による
児童生徒への応援及び県内畜産農家等への支援

県産牛肉 300g
名古屋コーチン 150g

・7月2日から提供開始、3月まで順次希望する県内公立の小中学校等へ提供
[7～9月実績: 39市町村延べ1,325校 約61万6千食 牛肉11.8t コーチン8.8t]

- 学校給食への県産水産物の提供による児童生徒への
水産業への理解促進及び県内漁業者等への支援

ウナギ 50g×5回
ニジマス30g×1回
シラス 20g×1回

13 ③ 経済対策(2)

支援の内容	支援の規模
○ 「花き」「つまもの」の利活用に取り組む農業者や漁場清掃活動に取り組む漁業者への支援 実績 花き:1,514経営体、つまもの:365経営体、漁業清掃:1,776経営体	1経営体あたり20万円
○ アーティストや文化芸術団体等の活動への応援金 実績 法人:442件、個人:2,271件	法人20万円 個人事業者10万円
○ 収入が大幅に減少した場合に県税の徴収を1年間猶予	—
○ 感染症対策に資する新サービス・新製品の開発及び販路拡大に取り組む中小企業等を支援する補助金を創設	補助上限額500万円 補助率3/4以内
○ 市町村が商店街の活性化に向けて実施するプレミアム商品券発行事業への支援拡充	補助上限額 政令市 8,000万円 中核市 2,800万円 その他 1,400万円
○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地場産業を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・消費喚起及び販路拡大を促進するための広報の実施（HP・動画の作成、冊子・リーフレットの作成、全国誌への広告掲載） ・地場産業企業の新たな取組を紹介する事例集の作成
○ 県内旅行商品を販売した旅行者に対する助成 対象旅行期間：7/20～2/28 帰着分	最大1人1回あたり1万円 代金2分の1相当を割引



14 ③ 経済対策(3)

支援の内容	支援の規模
○ 県内宿泊施設利用に対する割引	本県及び近隣県(長野・岐阜・静岡・三重)の県民が県内宿泊施設をOTA経由で予約した場合、国の「Go Toトラベル事業」の宿泊割引(35%)に上乗せして、宿泊代金の15%程度の割引クーポンを発行
○ 通販サイトを活用した観光物産品や農林水産物等の販売促進	<p>サイト運営期間：7/30から8か月 価格割引等</p> <p>7/31～10/15販売実績：21,011万円</p>
○ 農作業省力化設備緊急整備事業費補助金 〔「新しい生活様式」に対応した農作業の自動化、効率化等の省力化を図る取組を強力に支援〕	<p>補助対象：高性能な農業機械の導入、栽培施設内設備の整備、機能向上を伴う施設改修等</p> <p>補助率：1/3以内</p>
○ みかわ牛生産流通活性化緊急対策事業費補助金	<p>奨励金 肥育農家：10万円／頭 食肉流通業者：上限10万円／頭</p>
○ 県産木材需要拡大緊急対策事業費 〔新型コロナの影響による木材需要減少により、厳しい状況下にある林業・木材産業者を支援するため、県産木材の需要拡大対策を図る〕	<p>県産木材を使用した住宅への支援 県産木材を使用して住宅等を建てた工務店等に対して助成 1棟当たり87万円(上限)</p> <p>県産木材製品の開発・PR 「新しい生活様式」に対応した県産木材製品の開発・PRを行う(飛沫防止間仕切り等)</p>
○ 鉄軌道事業者感染拡大予防対策事業費補助金	<p>対象者：複数の市に及ぶ路線を有する鉄軌道事業者 対象期間：国の支援期間に追加で30日間 補助率1/2</p>
○ バス事業者支援金	<p>対象者：県内に本社を置き、かつ県内に路線を有するバス事業者 1台あたり10万円</p>